

特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 令和 年分)

氏名 \_\_\_\_\_

(平成30年分以降用)

特別試験研究費の額 (⑬の計)	①	円	調整前事業所得税額	⑥	円
控除対象済特別試験研究費の額	②		本年税額基準額 $(⑥ \times \frac{5}{100})$	⑦	
差引対象特別試験研究費の額 (①-②)	③		本年税額控除可能額 (⑤と⑦のうち少ない金額)	⑧	
同上のうち税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (③と⑭のうち少ない金額)	④		調整前事業所得税額超過構成額	⑨	
特別研究税額控除限度額 $(④ \times \frac{30}{100} + (③ - ④) \times \frac{20}{100})$	⑤		所得税額の特別控除額 (⑧-⑨)	⑩	
特別試験研究費の額の明細					
措法第10条第6項各号の該当号	特別試験研究の内容			特別試験研究費の額	
⑪	⑫			⑬	
第1号・第2号				円	
第1号・第2号					
第1号・第2号					
第1号・第2号					
第1号・第2号					
計					
同上のうち⑪が第1号である特別試験研究に係る特別試験研究費の額				⑭	

## 特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が令和元年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第 10 条第 6 項に規定する特別試験研究費の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法 10」と記載してください。

なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

### 1 記載要領

- (1) 「②」欄には、『試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除に関する明細書』の「③」欄、もしくは、『中小事業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書』の「③」欄の金額を記載します。
- (2) 「⑥」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii} \text{（※2）}$$

i …事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii …総合課税の長期譲渡所得の 2 分の 1 の金額と一時所得の 2 分の 1 の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、旧措法第 10 条から第 10 条の 6 までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（旧措法 41、41 の 3 の 2）、政党等寄附金特別控除（旧措法 41 の 18）、認定 N P O 法人等寄附金特別控除（旧措法 41 の 18 の 2）、公益社団法人等寄附金特別控除（旧措法 41 の 18 の 3）、住宅耐震改修特別控除（旧措法 41 の 19 の 2）、住宅特定改修特別税額控除（旧措法 41 の 19 の 3）、認定住宅新築等特別税額控除（旧措法 41 の 19 の 4）、外国税額控除（所得税法（以下「所法」といいます。）95）、非居住者に係る外国税額控除（所法 165 条の 6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 10 条から第 10 条の 4 までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (3) 「⑨」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑦」欄の B の金額を記載します。

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

旧措法第 10 条第 6 項